

林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく委託募集業務の取扱い等について新旧対照表  
(平成8年5月24日付け職発第371号)

改 正 後	現 行
<p>第2 雇用管理者の選任（法第30条関係）</p> <p>3 職務</p> <p>（1） 林業労働者の募集、雇入れ及び配置に関する事項（第1項第1号）</p> <p>イ 法第13条第1項の規定によるセンターへの募集の委託、公共職業安定所に対する求人の申込み、募集活動等林業労働者の募集に関する事項。</p>	<p>第2 雇用管理者の選任（法第30条関係）</p> <p>3 職務</p> <p>（1） 林業労働者の募集、雇入れ及び配置に関する事項（第1項第1号）</p> <p>イ 法第13条第1項の規定によるセンターへの募集の委託、<u>職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条の規定による直接募集の届出、公共職業安定所に対する求人の申込み、募集活動等林業労働者の募集に関する事項。</u></p>

（313-21）

(改正後)

様式第3号

番 号  
年 月 日

委託募集停止命令書

殿

厚生労働大臣

印

林業労働力の確保の促進に関する法律第13条第3項において準用する職業安定法第41

条第2項の規定に基づき、 年 月 日から 年 月 日までの間下記の理由

により、 年 月 日付け委託募集の届出の について、業務の停止を命ずる。

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に厚生労働大臣に対して異議申立て・審査請求をすることができる。

記

（理 由）

(現行)

様式第3号

番 号  
年 月 日

委託募集停止命令書

殿

厚生労働大臣

印

林業労働力の確保の促進に関する法律第13条第3項において準用する職業安定法第50

条第1項の規定に基づき、 年 月 日から 年 月 日までの間下記の理由

により、 年 月 日付け委託募集の届出の について、業務の停止を命ずる。

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に厚生労働大臣に対して異議申立て・審査請求をすることができる。

記

（理 由）

(改正後)

様式第3号

番年月日

委託募集業務停止命令書

殿

(厚生労働大臣) 印  
労働局長

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第13条第3項において準用する職業安定法第41条第2項の規定に基づき、 年 月 日から 年 月 日までの間下記の理由により、  
年 月 日付け委託募集の届出の について、業務の停止を命ずる。  
なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に 厚生労働大臣 労働局長に対して異議申立て・審査請求をすることができる。

記

(理由)

(現行)

様式第3号

番年月日

委託募集業務停止命令書

殿

厚生労働大臣 印  
労働局長

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第13条第3項において準用する職業安定法第41条の規定に基づき、 年 月 日から 年 月 日までの間下記の理由により、 年 月 日付け委託募集の届出の について、事業の停止を命ずる。  
なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に 厚生労働大臣 に対して異議申立て・審査請求をすることができる。

記

(理由)

(2)(2)(2)

**地域雇用開発業務取扱要領新旧対照表**  
 (地域雇用開発業務取扱要領について(平成13年10月1日付け職発第608号)別添1)

改 正 後	現 行
<p>第1 国の雇用機会増大促進地域、能力開発就職促進地域、求職活動援助地域及び高度技能活用雇用安定地域における地域雇用開発の促進に関する基本方針</p> <p>1 法に定める地域に該当するための要件 (略)</p> <p>(3) 求職活動援助地域に該当するための要件 (略)</p> <p>ハ その地域内の求職者に対し当該地域内に所在する事業所に係る求人に関する情報が適切に提供されず、その状態が相当期間にわたり継続することが見込まれること(法第2条第4項第2号及び第3号)。</p> <p>具体的には、その地域内の公共職業安定所(分庁舎を含む。)若しくは公共職業安定所の出張所が所在していない市町村又は職業安定法(昭和22年法律第141号)第30条第1項若しくは第33条第1項の許可を受けて若しくは第33条の3第1項若しくは第33条の4第1項の届出をして職業紹介事業を行う者に係る事業所が10箇所以上所在していない市町村の区域に係る労働力人口が当該地域に係る労働力人口に占める割合を最近5年間における当該地域の一般有効求職者数の月平均値に乗じて得た数がおおむね1,000人以上であること。</p>	<p>第1 国の雇用機会増大促進地域、能力開発就職促進地域、求職活動援助地域及び高度技能活用雇用安定地域における地域雇用開発の促進に関する基本方針</p> <p>1 法に定める地域に該当するための要件 (略)</p> <p>(3) 求職活動援助地域に該当するための要件 (略)</p> <p>ハ その地域内の求職者に対し当該地域内に所在する事業所に係る求人に関する情報が適切に提供されず、その状態が相当期間にわたり継続することが見込まれること(法第2条第4項第2号及び第3号)。</p> <p>具体的には、その地域内の公共職業安定所(分庁舎を含む。)若しくは公共職業安定所の出張所が所在していない市町村又は職業安定法(昭和22年法律第141号)第30条第1項若しくは第33条第1項の許可を受けて職業紹介事業を行う者に係る事業所が10箇所以上所在していない市町村の区域に係る労働力人口が当該地域に係る労働力人口に占める割合を最近5年間における当該地域の一般有効求職者数の月平均値に乗じて得た数がおおむね1,000人以上であること。</p>

(平成13年10月1日付け職発第608号)

(改正後)

様式第3号

番 号  
年 月 日

委託募集業務停止命令書

殿

(厚生労働大臣)

労 働 局 長

印

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律第4条第1項の規定により読み替えて適用する中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第13条第3項において準用する職業安定法第41条第2項の規定に基づき、 年 月 日から 年 月 日までの間下記の理由により、 年 月 日付け委託募集の届出の について、業務の停止を命ずる。

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に（厚生労働大臣） 労働局長に対して異議申立て・審査請求をすることができる。

記

(理由)

(現行)

様式第3号

番 号  
年 月 日

委託募集業務停止命令書

殿

(厚生労働大臣)

労 働 局 長

印

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律第4条第1項の規定により読み替えて適用する中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第13条第3項において準用する職業安定法第41条の規定に基づき、 年 月 日から 年 月 日までの間下記の理由により、 年 月 日付け委託募集の届出の について、業務の停止を命ずる。

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に（厚生労働大臣） 労働局長に対して異議申立て・審査請求をすることができる。

記

(理由)

(メモ)

○「労働移動支援助成金及び退職前長期休業助成金の支給業務の国への移管に伴う当該助成金の支給要領の制定等について」(平成14年4月1日付け職発第0401011号)

改	正	後	現	行
「別添1 労働移動支援助成金支給要領」			「別添1 労働移動支援助成金支給要領」	
<p>0220 支給対象事業主 再就職支援給付金は、次の各号のいずれにも該当する認定事業主に対して支給するものとする。 (第1号から第3号まで 略) 四 職業紹介事業者（職業安定法（昭和22年法律第141号）第32条の3第1項に規定する有料職業紹介事業者をいう。）（再就職支援給付金の支給に関し厚生労働省職業安定局長が定める条件に同意している者に限る。）に、計画対象被保険者であって、再就職先が未定であるもの又はこれに準ずる状況にあると認められるものの再就職に係る支援を委託し、当該委託に要する費用を負担する事業主であること。</p>			<p>0220 支給対象事業主 再就職支援給付金は、次の各号のいずれにも該当する認定事業主に対して支給するものとする。 (第1号から第3号まで 略) 四 職業紹介事業者（職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の許可を受けて有料の職業紹介事業を行う者をいう。）（再就職支援給付金の支給に関し厚生労働省職業安定局長が定める条件に同意している者に限る。）に、計画対象被保険者であって、再就職先が未定であるもの又はこれに準ずる状況にあると認められるものの再就職に係る支援を委託し、当該委託に要する費用を負担する事業主であること。</p>	

(ア) (イ) (ウ) (エ)